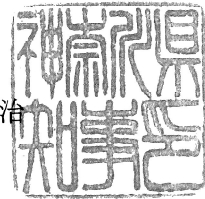


水第 1950 号
令和 5 年 11 月 13 日

神奈川県漁業調整委員会 会長 櫻本和美 様

神奈川県知事 黒岩祐治



さより機船船びき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について（諮問）

このことについて、別紙のとおり定めたいので、神奈川県漁業調整規則第 12 条第 3 項及び同第 16 条第 2 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



(別紙)

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読替えて準用する同法第42条第1項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和2年神奈川県規則第91号）第5条第1項第6号の漁業に関する同規則第12条第1項各号に掲げる事項及び同条第2項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数（人）	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第14条第1項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可の有効期間
さより機船船びき網漁業	2	同上	横須賀市久里浜地先海瀬島灯標正東線から平塚市唐ヶ原地先にある花水川橋脚南東端より正南線に至る神奈川県海面。 ただし、次の区域を除く。 1. 共第4号及び5号共同漁業権以外の共同漁業権の漁場の区域。 2. 藤沢市江の島にある江の島展望灯台正南線以西の海面のうち、横須賀市長ヶ崎突端と中郡大磯町大磯港西防波堤灯台を結んだ線及び江の島展望灯台と足柄下郡箱根町二子山凹点を結んだ線以北の海面の区域。	11月1日から翌年4月30日まで	三浦市南下浦町松輪に漁業根拠地※を有する者のうち、共第4号及び5号共同漁業権の漁場の区域においてさより機船船びき網漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者に受忍されている者	1 夜間(日没から日の出までの間)は、操業してはならない。 2 漁具の規模は次のとおりとする。 (1)網(袖網を含む)の全長 29メートル以下 (2)袖網の長さ 10メートル以下 (3)網口の幅 12メートル以下 (4)網口の高さ又は袖網口の高さ 3メートル以下 3 表層以外、曳網してはならない。 4 他の漁業の操業を妨げてはならない。	令和5年12月7日から令和6年1月6日まで	令和6年2月22日から令和8年6月25日まで

※ 漁業根拠地：許可を受けようとする漁業の操業又は漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。